

# 八王子市消費生活ニュース

編集・発行 八王子市消費生活センター／同消費生活啓発推進委員会

2015年3月  
(平成27年)  
第45号

## 新聞の購読契約に十分に注意を払って！！

一人暮らしを始めた大学生などから新聞勧誘に関する相談が寄せられています。「引越しの段ボールを引き取る」「クーポン券を配っている」などと言われてドアを開けたら新聞勧誘だった、アンケートと思って名前などを記入したら契約書だった、などというケースもあります。

### 事例 1

春から進学のため一人暮らしを始めた。ある日の夜、「あいさつに回っている」と訪ねてきた男性に、いきなりトイレトペーパーなどを室内に置かれた。「住所と名前を書いて」と渡された紙に、わけもわからず名前などを書くと、突然「来月から6カ月新聞をとってもらおう」と言われた。反論する間もなく、男性は立ち去った。契約をやめたい。(当事者：大学生 男性)

勧誘員が自宅を訪問し、2~3年先の「○月から△月まで」といった購読契約を結ぶ新聞勧誘についての相談が増えています。中には、5年先から始まるといったケースもあり、特に高齢者からの相談が目立ちます。

### 事例 2

高齢の母は判断力の低下の症状が見られる。つい最近、娘である自分が気づいて2年後から始まるA新聞の購読契約をクーリング・オフしたばかりだったが、その数日後に、4年後から始まるB新聞の契約をしたことが分かった。解約を申し出たら、勧誘員が母の自宅を訪れ乱暴な言葉で罵倒し、駆けつけた自分も怖くなり警察を呼んだ。A新聞とB新聞を合わせて既に5年先までの契約を結んでいるが、契約書のあるものとなないものがあり、契約期間の詳細が分からない。(50歳代 女性)  
(国民生活センターホームページ 及び 東京都ホームページ 東京くらし WEB より一部引用)

## トラブルを防止するため、新聞購読契約に関するガイドラインができました

平成25年11月21日、日本新聞協会、新聞公正取引協議会は、読者の新聞販売に対する信頼を維持・向上させるため、新聞公正競争規約、特定商取引法、新聞訪問販売自主規制規約を厳守するとともに、読者から解約の申し出があった場合は読者の利益を一方向的に害することのないよう、対応するものと規定しています。

(日本新聞協会・日本新聞協会販売委員会・新聞公正取引協議委員会 HP から一部引用)

(新聞公正取引協議会・日本新聞協会販売委員会のウェブサイト <http://nftc.jp/>)

不安に思った時、困った時は、八王子市消費生活センターにご相談を！

## 不安に思った時、困った時は、八王子市消費生活センターにお電話を！！

### やってみよう！消費トラブル あなたの危険度チェック

〈あてはまるものにチェックを入れてみましょう〉

1.  自分は被害にあわないという自信がある。
2.  工事を頼むとき、数社から見積りを取るの面倒である。
3.  頼んだ覚えのない代引き商品でも自分宛なら受け取る。
4.  相手が公の機関（消防署など）を名乗った時は信用する。
5.  優しく親切にされると断りづらい。
6.  「必ず儲かる」といわれたら、話を聞いてみる。
7.  無料で商品を配っているときは、何でももらうようにする。



**・3つ以上チェックが入ったら要注意！悪質業者に狙われないように気をつけて！  
困った時は、一人で決めない、悩まない。必ず誰かに相談しましょう！**

（「高齢者見守りの手引き」より引用）

昨年、ご好評をいただいた「消費者カアップ講座」の開催を予定しています。

この機会に日々の暮らしに役立つ知識や知恵を学んでみませんか。この講座は、生活の正しい知識を消費者自身が身につけることを目的としている「消費者力検定」にチャレンジしてみたいと思う方は、ぜひお申込みください。

これは知っていた。でも、まだまだ知らないことがあったと発見のある講座です。

開催日：平成27年6月9日（火）、16日（火）、23日（火）、30日（火）、7月3日（金）の全5回  
午後開催の連続講座ですが興味のある講座だけのご応募もできます。

お申し込み方法など詳しくは、広報5/1号をご覧ください。

お電話を！

八王子市消費生活センター

相談受付日：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

相談時間：午前9時～午後4時30分



**（相談専用電話） 042-631-5455**

\*相談は無料、秘密は厳守します。

\*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。